

第22期第21回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月25日(月) 11:00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、山下 勉、瀧川 久市、柴田 一、
森 祐、三上 浩、坂田 憲治、吉田 直樹、山縣 光徳、
高津 哲也
欠席(佐々木治一)
- 4 臨席者 渡島管内さけ・ます増殖事業協会(渡島定置漁業協会) 専務理事(事務局) 柳元 孝二
渡島総合振興局 水産課長 有馬 一幸
漁業管理係長 高尾 力
技師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題
議案第1号: 渡島海区漁場計画の変更案について(答申)
議案第2号: 制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
議案第3号: 定置漁業権の取得に係る漁業法第72条第1項に規程される適格性
について(答申)
議案第4号: 関係連合海区漁業調整委員会委員の選出について
- 7 その他

議 事

- 北 局 長 ただいまから第22期第21回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。
- 阿部会長 開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の渡島管内さけます増殖事業協会の柳元専務、渡島総合振興局からは、有馬課長さんを始め、関係者の皆様にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、本日、ご審議していただく議案は、先に免許されました共同、区画漁業権に続きまして、定置漁業権に係る「渡島海区漁場計画の変更案について」、「制限措置の内容を申請すべき期間について」、「定置漁業権の取得に係る漁業法第七十二条第一項に規程される適格性について」、「関係連合海区漁業調整委員会委員の選出について」の4件となっております。
委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開催にあたってのご挨拶といたします。
- 北 局 長 本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。渡島管内さけ・ます増殖事業協会、柳元専務さま。
- 柳元専務 柳元です、よろしくお願いいたします。
- 北 局 長 渡島総合振興局産業振興部水産課、有馬課長さま。
- 有馬課長 有馬です、よろしくお願いいたします。
- 北 局 長 同じく、漁業管理係、高尾係長さま。
- 高尾係長 高尾です、よろしくお願いいたします。
- 北 局 長 同じく、吉田技師さま。
- 吉田技師 吉田です、よろしくお願いいたします。
- 北 局 長 以上でございます。
- 阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。
- 北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。
総委員15名中、14名の出席となっております。
- 阿部会長 総委員数15中、14名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。
- 阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。

ます。

山縣委員さんと高津委員さんをお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

(議案第1号)

阿部会長

それでは、さっそく議案第1号の「渡島海区漁場計画の変更案について」を事務局より説明いたします。

北局長

失礼ですが座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付してございます、資料に基づいて、ご説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

渡島海区漁場計画の変更案について、漁業法第64条第8項において準用する同条第4項及び第86条第2項の規程に基づき、北海道知事から、当海区委員会に諮問がありました。

本諮問は、先に樹立しております、共同・区画漁業権の漁場計画に定置漁業権を追加することから、変更案として諮問があったものでございます。

なお、道において、同法第64条第1項の規程に基づき利害関係人から、道のホームページなどにより意見聴取を行いました。意見は無かったとのことでございます。

それでは、資料1-2をご覧ください。

当海区における、渡島海区漁場計画第15次定置漁業権案の総括表となります。

表の左から、漁協名、名称、現行第14次定置漁業権の設定数、第15次定置漁業権漁場計画案の設定数となっております。

内容につきましては、6月5日開催の第19回委員会で決定いただきました、振興局最終案と同様でございますので、管内合計でご説明させていただきます。

始めに、春秋網ですが、第14次から3ヶ統減の40ヶ統、秋網が14次から18ヶ統減の131ヶ統で、合計171ヶ統となります。

内訳については、区域変更はなく、継続が171ヶ統、廃統が21ヶ統となります。

次に2ページをご覧ください。

2ページ以降は、渡島海区漁場計画の変更案になり、表の左から、「区分」、「漁場番号」、「漁場の位置」、「漁場の区域」、「漁業種類」、「漁業の名称」、「漁業時期」、「存続期間」、「個別漁業権又は団体漁業権の別」、「関係地区」、「条件」、「その他漁業権の設定に関し必要な事項」が記載されております。

詳細につきましては、こちらも、第19回委員会で決定した、振興局最終案と同様となっておりますので、先ほどの総括表とあわせて、後ほど、お目通ししていただきたいと思っております。

次に11ページをご覧ください。

資料の一番下の行、免許予定日ですが、令和6年1月1日となっております。

1枚めくって頂き、12ページをご覧ください。

12ページ以降は条件となります。

条件についても、第19回委員会で決定したとおりですが、簡単にご説明させていただきます。

各漁場ごとに敷設する身網の数、網を敷設してはならない期間及び漁獲をしてはならない期間が定められております。

また、全ての漁場に「さけ再生産親魚に不足を生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。」と、条件がついております。

続きまして、資料1－3をご覧ください。

こちらは、今、ご説明した条件の操業期間等をまとめた表でございます。

実際に漁獲できる期間を操業期間として「灰色」で着色しています。

漁場によっては、操業前の網の敷設禁止期間、操業後の漁獲禁止期間が条件で定められております。

また、資料1－4として、漁場図を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、こちらでも最終案から変更はございません。

次に資料1－5をご覧ください。

こちらが、知事からの諮問を受け、漁業法第64条第5項の規程に基づいて、開催いたしました、公聴会の結果概要でございます。

公聴会につきましては、9月6日、11日、12日の3日間、上磯郡漁協、函館市水産物卸売市場、森漁協及び南かやべ漁協の4箇所で開催し、出席人数につきましては、延べ68名のご出席をいただいております。

ご意見等につきましては、いずれの箇所も、「漁場計画に意義なく賛成する」との意見のみでございました。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま事務局から議案第1号の「渡島海区漁場計画の変更案について」説明がありました。

各委員さんに出席していただき、公聴会を開催いたしました。この結果、賛成の意見のみで反対の意見は無かったところです。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「渡島海区漁場計画の変更案について」、当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長

それでは、次に議案第2号の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」を振興局から説明をお願いします。

高尾係長

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

本日、諮問させていただく案件については、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

振興局処分のやりいかを対象とした「火光を利用する敷網漁業」となりまして 関係漁協へ意見照会した結果を踏まえた内容となっております。

それでは、ご説明します。

まず資料2をご覧ください。

1 ページ目が、振興局からの諮問文となります。

2 ページ目をご覧ください。

こちらが告示（案）となります。

内容は資料に記載されているとおりで、(4)の「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、現行の許可からの変更はございませんので変更点のみご説明致します。

それ以外の部分については後ほどお目通し願います。

まず、(4)「船舶等の数」について、操業区域ごとに説明致します。

操業区域 渡海共第51号、53号、55号海域は変更ありません。

渡海共第55号及び57号海域は 25隻から24隻、渡海共第55号及び59号海域は9隻から10隻、とそれぞれ変更となりまして、全体での増減はありません。

申請すべき期間については、「令和5年11月1日から令和5年11月30日」までを予定しております。

なお3ページ以降に参考資料としまして ただいま説明しました知事許可漁業の「制限措置等の取扱い」を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、振興局から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長

それでは、次に議案第3号の「定置漁業権の取得に係る漁業法第72条第1項に規程される適格性について」を事務局より説明いたします。

北局長

それでは、資料3をご覧ください。
現行の定置漁業権の取得に係る漁業法第72条第1項に規程される適格性について、北海道知事から、当海区委員会に2件の諮問がございました。
資料1ページと3ページに諮問文を添付しております。
どちらも上磯郡漁協さんの関係となります。
まず一つ目ですが、資料の2ページをご覧ください。
対象漁業権は、「北斗さけ・いわし定第20号」免許権者は、山崎剛さんと山崎健策さんの共同経営となっており、今般、山崎健策さんの死亡に伴い、山崎幸子さんが相続する内容となります。
なお、持ち分の変更は無く、100分の50となります。
続きまして、二つ目ですが、資料4ページをご覧ください。
対象漁業権は、「北斗さけ・いわし定第23号」免許権者は、石崎恒悦さんで今般、石崎恒悦さんの死亡に伴い、石崎英明さんが相続する内容となります。
以上2件の適格性の有無についての諮問となります。
なお、漁業法の関係条文の抜粋を5ページに添付しておりますので、後ほどお目通し願えればと思います。
説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第3号に関する説明がありました。
このことについて、北斗さけ・いわし定第20号及び第23号定置漁業権の関係について、関係地区の委員であります、西山委員から補足説明などございましたら、説明をお願いいたします。

西山委員

事務局より説明のありました、北斗さけ・いわし定第20号定置漁業権につきましても、相続する山崎幸子さんは上磯郡漁協の漁民でありまして、組合員資格を承継しており当組合の組合員資格を有しているところであります。
また当該漁業権の相続につきましても、相続人は漁業法第72条第1項各号には該当せず、適格性には問題ないと考えております。
次に、北斗さけ・いわし定第23号定置漁業権についてですが、石崎英明さんは、上磯郡漁協の漁民でありまして既に組合員資格を有しているところであります。
また当該漁業権の相続につきましても、相続人は漁業法第72条第1項各号には該当せず、適格性には問題ないと考えております。
この二件についてご審議のほどよろしく申し上げます。

阿部会長

ただいま、西山委員さんから説明がございました。
適格性には問題ないとのことですので、適格性ありとしてよろしいですか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

それでは、議案第3号について、2件とも適格性ありとして知事に答申することに決定いたします。

(議案第4号)

阿部会長

続きまして、議案第4号「関係連合海区漁業調整委員会委員の選出について」を事務局より説明いたします。

北局長

それでは、資料4をご覧ください。

当委員会の関係連合海区漁業調整委員会等につきましては、5つの連合海区と1つに協議会がございます。

各、連合海区については、関係海区から選出された委員により組織しており、当委員会からの選出委員については、第1回の委員会で決定しているところでございます。

このなかで、渡島・胆振連合海区漁業調整委員会については、先に当委員会を退任されました、「掛川委員」が選出されいたことから、今般、新たに、委員を選出するものでございます。

なお、「参考資料」として、渡島・胆振連合海区の規程を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第4号に関する説明がありました。

「渡島・胆振連合海区漁業調整委員会」の委員の選出について、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

選出方法といたしましては、私に一任願う方法、選考委員会を設置して選ぶ方法、また違う方法もあるかと思いますが、どのように選出いたしましうか。

各委員

「会長に一任」の声

阿部会長

ただいま、会長一任とのご意見がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

それでは、皆さん異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。

「渡島・胆振連合海区漁業調整委員会」の委員には、山縣委員にお願いいたします。

山縣委員、よろしいでしょうか。

山縣委員

はい。

阿部会長

ありがとうございます。

阿部委員

さて、本日予定されていた議案4件は全て終了いたしました。そのほかに何かございませんか。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。
本日はありがとうございました。

以上